

市有地境界確定に係る測量委託

特記仕様書

鎌倉市都市調整部管財課

令和8年4月1日作成

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、市有地境界確定に伴う測量業務（以下「本業務」という。）に適用する特記事項を示すものである。

(準拠する法令等)

第2条 この業務は本仕様書によるほか、次の各号に掲げる規程等に基づいて行うものとする。

- (1) 公共測量作業規程の準則
- (2) 鎌倉市公共測量作業規程（国国地第243号 平成20年7月4日承認）
- (3) 測量業務委託共通仕様書
- (4) 測量成果電子納品要領（国土交通省）
- (5) 鎌倉市基準点測量データ製品仕様書
- (6) 市有地境界確定測量データ製品仕様書
- (7) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (8) 設計業務等標準積算基準書（国土交通省）
- (9) その他関係法規

(主任技術者及び作業班長)

第3条 主任技術者及び作業班長は、共通仕様書に規定されたとおり、測量法に基づく測量士有資格者でなければならない。

2 主任技術者が、現場における測量作業を行う際は、作業班長を兼ねることができる。

(疑義)

第4条 本仕様書に記載のない事項または、疑義を生じた事項については、発注者と受注者で協議の上、発注者又は調査職員の指示に従うものとする。

(工期)

第5条 本業務の工期は、測量等業務委託発注書のとおりとする。

なお、工期内であっても作業の完成したものについては、成果物の提出を求める場合もある。

また、完了時には、測量等業務委託発注書に基づき発注した業務ごとに、測量等業務委託完了届を提出し、検査を受けることとする。

第2章 業務概要

(業務概要及び作業概要)

第6条 業務概要は次の各号のとおりとする。

- (1) 市有地境界確定に伴う測量

市有地について、官民境界の確定後、境界石等を埋設し、土地境界確定図を作成する作業をいうものとする。

(2) 境界杭復元等に伴う測量

確定作業終了後工事等により移動若しくは亡失した境界点の埋設復元及び工事等による境界点の復元測量作業をいうものとする。

第3章 作業概要

(作業概要)

第7条 作業概要は次の各号のとおりとする。ただし、委託業務内容に合わせ各号から該当する項目を実施する。

(1) 境界立会

市有地の境界確定における、関係土地所有者との現地立会において、発注者の指示する作業を行う。境界立会において、関係土地所有者に対する説明を行う際等に使用する仮図面の作成及び立会日時の調整作業も含む。

(2) 打合せ協議

委託業務履行において、発注者が特に必要と判断した住民説明や現場調査及び打合せ等に付随する発注者の指示する業務を行う。

(3) 調査・報告

委託業務履行に必要な調査（関連確定図、確定済の座標値等の資料調査及び現地調査）及び報告を含む定例的な打合せを行う。

(4) 境界点測量

基準点もしくは多角点に基づき、現地において境界点を測量し、その座標値を定める作業。

ア 境界点番号については、現地において埋設した境界点（立会等において設置した仮杭を含む）に、発注者の指示に従い、番号を付すものとする。

イ 用地測量における「境界測量」を実施した後、「境界点間測量」を実施するものとする。

ウ 境界点間測量を実施する際の較差の許容範囲については、平地を採用する。

(5) 石標埋設

境界立会において埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置に石標を正確に埋設する作業。

(6) 金属標埋設

境界立会において埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置に金属標を正確に埋設する作業。

(7) 金鉾埋設（コンクリート巻）

境界立会において埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置に金鉾を正確に埋設する作業。

(8) プラスチック杭埋設

境界立会において埋設した仮杭及び復元測量により復元した位置にプラスチック杭を正確に埋設する作業。

(9) 石標撤去（1本）

埋設されている石標を撤去する作業。

(10) 石標撤去（部分）

埋設されている石標の道路上に突出している部分等を撤去する作業。

(11) 伐採

測量実施時に障害となる樹木等を伐採する作業。

(12) 境界点復元測量

担当者に事前に復元方法について相談を行うこと。

ア 基準点による復元

公共基準点もしくは多角点が保存されており、境界点資料に基づき、放射法により境界点を仮印もしくは鋸で復元する作業

イ 残存する境界点による復元

残存する周囲の境界点を使用し、その境界点と復元したい境界点の関係資料に基づき、放射法等により、境界点を仮印もしくは鋸で復元する作業。

(ア) 用地測量における「復元測量」を実施した後、「境界点間測量」を実施するものとする。

(イ) 境界点間測量を実施する際の較差の許容範囲については、平地を採用する。

(13) 検査探索

既存境界点の状況を把握するために、確定図距離・座標差距離・実測距離・復元距離（埋設後）を比較して、現地において境界点間距離を測定する作業。

ア 境界点の探索における掘削は、その場の状況に応じて適宜行うものとする。ただし、標準土工量は、直径 50cm・深さ 50cm を目安とする。

イ 探索により境界点が確認されても埋設状況が悪い境界点及び亡失点を発注者に報告し、検査探索図に明示するものとする。

ウ 確認された境界点の種別が、確定図における凡例と異なる場合は、その種別及び位置を発注者に報告し、検査探索図に明示するものとする。

エ 確認されたすべての境界点について、発注者の指示する点間距離を測定するものとする。測定した点間距離（以下「実測距離」という。）を発注者の指示に従い、検査探索図に明示するものとする。

オ 実測距離と土地境界確定図における境界点の点間距離の較差の点検を行うものとし、許容範囲は、次表に掲げるものとする。

点間距離	較 差	適 用
20m 未満	20mm	S は点間距離の計算値
20m 以上	$S/1000$	

カ 前号により算出した較差を、検査探索図に明示するものとする。

キ 較差が、オにおける許容範囲を超えた場合は異常辺となるが、異常辺に関与する境界点を異

常点とし、発注者に報告し、検査探索図に明示するものとする。

(14) 4級基準点測量

既知点である公共基準点に基づき、角度及び距離を測定し、4級基準点の水平位置（公共座標値）を定める作業。

ア 測量方式は結合多角方式を標準とし、やむを得ない場合は、単路線方式とする。

(15) 補助基準点測量

既知点に基づき、新点である補助基準点の位置及び標高を定める作業。

ただし、4級基準点測量からの開放点（後視点より短い距離）、1点までとする。

なお、後視点より長くなる場合は、発注者と協議すること。

(16) 交点計算

境界確定において関係資料に基づき境界点の水平位置を交点計算により算出する作業。

(17) 面積計算

分筆等において対象区画の面積を算出し、求積図を作成する作業。

なお、記載事項については発注者の指示に従うものとする。

(18) 申請資料作成

登記用申請資料の作成。（地積測量図・土地所在図・公図 等）

(19) 確定図作成

基準点もしくは多角点に基づき、地形・地物を描画し、土地境界確定図（S＝1／300）を作成する作業。

ア 図葉は、A3（JIS規格）とし、その図郭寸法は、縦275mm・横398mmとする。

イ 測定・図示を要するものは、次の各号に定めるものとする。

（ア）道路敷内及び道路敷に並行する水路敷内における主要工作物

（イ）道路敷及び道路敷に並行する水路敷に隣接する主要地物

（ウ）道路法第2条第2項に規定する道路付属物

（エ）同法第32条第1項に規定する道路占有物

（オ）隣接する家屋等

ウ 地形・地物等を測定・図示する範囲は、原則として区域線より5mの範囲までとし、発注者の指示によるものとする。

エ 窓口用として、土地境界確定図の数値地形データを図紙に出力し、1部提出する。図紙の様子は、厚さ0.075mmとし、素材はポリエステルフィルム又はこれと同等以上のものとする。

オ 整飾は、図名、工事番号、確定年月日、担当者名、縮尺、計画機関名及び発注者の指示する必要事項を記入するものとする。

カ 作成する土地境界確定図が連続する場合は、発注者の指示に従い、索引図を作成するものとする。

キ 点検は、土地境界確定図及び索引図の誤記、脱落及び図式の誤りの有無について行うものとする。

(20) 4級基準点計算整理

既知点である公共基準点等に基づき、計算により4級基準点の水平位置（世界測地系による座

標値) を定める作業。

(21) 境界点計算整理

4 級基準点計算整理の結果に基づき、計算により旧日本測地系の座標が付いた境界点の座標値(世界測地系による座標値) 及び復元点・道路後退点等の座標を定める作業。

(22) 中心線測量

道路セットバックにおける道路中心線の線形を決定する作業。

(23) 用地幅杭設置測量

中心線等から用地幅杭点の座標値の計算・道路後退線測量図(垂線図) の作成及び現地仮杭設置を行う作業。

(24) 電子成果物の作成

測量の成果について、電子媒体に取りまとめる作業。

(25) 確定図の修正

確定図の修正、追加(現地作業なし) 作業。

(26) 成果の検定

発注者が指示した成果物等の点検、修正作業。

第3章 作業内容

(作業地区及び作業量)

第8条 本業務における作業地区及び作業量は、別途、測量等業務委託発注書のとおりとする。

(座標系)

第9条 本業務で使用する座標系は、世界測地系とする。ただし、公共基準点設置区域外等、世界測地系での測量が難しい箇所は、発注者の指示の上で旧日本測地系若しくは任意座標を使用する。

(支給する物品)

第10条 本業務において設置する境界標等の原材料は発注者が支給する。

(貸与資料)

第11条 貸与する資料は、次のとおりとする。

(1) 鎌倉市公共基準点成果及び境界点測量成果

(2) 鎌倉市土地境界確定図

(3) 国土調査法に基づく地籍調査が実施されている場合は、その測量成果及び図面

2 貸与された資料については常にその管理状況を明らかにしておかなければならない。

(精度管理)

第12条 受注者は、測量成果物の必要な精度を確保するため、工程毎に適切な精度管理を行うものとし、精度管理表を作成し、発注者に報告しなければ次の工程に進むことはできないものとする。

2 受注者は、各工程別作業終了時及びその他適切な時期に、発注者の指示に従い所要の点検測量を

行うものとする。ただし、点検測量率は、下記を標準とする。

- 4級基準点測量 5%
- 地形測量 2%
- 境界点測量 5%
- 境界点復元測量 5%
- 中心線測量 5%

(品質評価)

第13条 受注者は製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価するものとする。

2 品質評価手順に基づき品質評価を実施する。

(成果物)

第14条 本業務の成果物は、次の各号のとおりとする。特に電子成果物については、測量成果電子納品要領に基づき作成するものとし、確定図は SXF 形式又は DXF 形式、tiff 形式で、その他の成果物は PDF 形式又は Excel 形式で納入するものとする。

電子成果物及び紙提出する成果物の別については、別紙「契約項目別の求める成果物について」による。

- (1) 境界立会 1式
 - ア 仮杭位置図 (境界点付番用)
立会資料用図面
その他成果等は、発注者の指示に従いまとめるものとする。
- (2) 打合せ協議、検査探索 1式
成果等は、発注者の指示に従いまとめるものとする。
- (3) 境界点測量、境界点復元測量 1式
 - ア 観測手簿 (ダンプデータも含む)
 - イ 成果表 (数値データも含む)
 - ウ 精度管理表
 - エ 電子計算機による座標計算簿
 - オ 電子計算機による点間距離計算簿
- (4) 4級基準点測量 1式
 - ア 観測手簿 (ダンプデータも含む)
 - イ 点の記
 - ウ 成果表 (数値データも含む)
 - エ 点検測量簿
 - オ 精度管理表
 - カ 平均図 (結合承認)
点検路線図
路線図
 - キ 基準点網図
 - ク 電子計算機による平均計算簿

- ケ 電子計算機による点検計算簿
- コ 品質評価表
- サ 基準点異常報告書
- (5) 交点計算 1 式
 - ア 交点計算書
- (6) 面積計算 1 式
 - ア 求積図
 - イ 面積計算書
- (7) 申請資料作成 1 式

土地家屋調査士が作成したもの。再委託が必要な場合は契約に基づき発注者の承認を得ること。

 - ア 地積測量図
 - イ 土地所在図
 - ウ 分筆図
 - エ 不動産調査報告書
 - オ 公図写
- (8) 確定図作成 1 式
 - ア 土地境界確定図
- (9) 4 級基準点計算整理 1 式
 - ア 成果表（エクセルでの数値データも含む）
 - イ 精度管理表
 - ウ 電子計算機による平均計算簿
 - エ 電子計算機による点検計算簿
- (10) 境界点計算整理 1 式
 - ア 成果表（エクセルでの数値データも含む）
 - イ 精度管理表
 - ウ 電子計算機による平均計算簿
 - エ 電子計算機による点検計算簿
- (11) 中心線測量 1 式
 - ア 中心線計算書
 - イ 中心線図
- (12) 用地幅杭設置測量 1 式
 - ア 道路後退線測量図（垂線図）
 - イ 道路後退線計算書
- (13) 電子成果物の作成 1 式
 - ア 電子媒体（CD-R）
- (14) 写真

画像形式は JPEG または PNG とし、全て遠近の 2 種類を提出することとする。

 - ア 境界点、基準点写真（新設、撤去、座標付けに係る点、KY 全体写真、境界点復元測量に係る

もの)

イ 石標埋設・撤去、金属標・金鋏・プラスチック杭埋設、伐採（作業範囲のわかるもの）に係るもの

ウ その他、発注者の指示するもの

（成果物の照査）

第 15 条 成果物の照査は、公共測量作業規程の準則の品質評価表及び精度管理表により行う。

2 受注者は、完成した成果物及び所定の書類を提出するとともに、発注者の指示に従い、検査及び境界点検のために必要な資料を提出するものとする。これに対し発注者が実施した検査及び境界点検に合格したときをもって、業務を完了したものとする。

3 受注者は、指摘事項を速やかに修正及び補足するものとする。

（その他）

第 16 条 受注者はその他必要とする資料、図書等については、発注者の指示により速やかに作成するものとする。